

鳴門市地域生活支援拠点等の 整備について（令和3年3月表明）

【問い合わせ先】

鳴門市福祉事務所 社会福祉課

障がい福祉担当

電話 088-684-1145

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

鳴門市地域生活支援拠点等のイメージ図

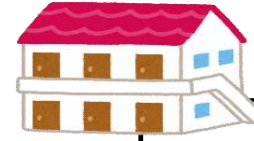
【面的整備】

専門的人材の確保・養成

- ・地域自立支援協議会専門部会による研修会、セミナー等の開催。
- ・基幹相談支援センターによる研修会、勉強会、相談会等の開催。 など



行政



体験の機会・場の確保

- ・グループホームの体験利用（空き状況等の情報共有）
- ・公共施設の活用（市健康福祉交流センター調理実習室等）
- ・短期入所の利用 など



地域で生活する障がい者（児）

（ひとり暮らし、親と同居、グループホーム等）



障がい福祉サービス事業所



障がい児通所支援事業所

相談支援機能

- ★基幹相談支援センター（地域生活支援拠点コーディネーター）
- ・委託相談支援事業所 ・指定特定相談支援事業所



地域の体制づくり

- ・地域自立支援協議会を中心とした体制づくり
- 関係機関のネットワーク・・・障がい者サービス調整会議
- 各専門分野のネットワーク・・・専門部会（就労支援部会、地域移行支援部会、子ども支援部会）
- ・支援者、関係者の連携強化（交流会等）



学校

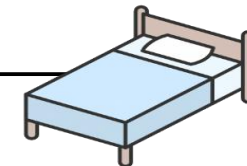
地域

医療機関



緊急時の受け入れ対応

- ・受け入れ先・・・短期入所事業所、医療機関など
- ・基幹相談支援センターがコーディネーターとなり対応。
- ・緊急時に在宅生活が困難になる方を登録制でリストを作成し、事前に情報共有。



必要な支援機能①：相談支援機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、指定特定相談支援事業等により、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保するなど、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。



- ※基幹相談支援センターを地域生活支援拠点コーディネーターとして位置づけ、緊急時に対応ができるよう、連絡体制を確保する。（24時間体制）
- ※委託相談支援、指定特定相談支援等が現在支援している障がい者で、緊急時に支援が必要な世帯について、事前に本人の障がい特性・世帯状況等を整理し、リスト（登録制）を作成する。

必要な支援機能②：緊急時の受け入れ対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。



※受け入れ先・・・短期入所事業所、医療機関など

※基幹相談支援センターがコーディネーターとなり対応。

※緊急時に在宅生活が困難になる方をリスト（登録制）を作成する。

登録申請書の具体的な内容等を現在協議中。

※定期的に、受け入れ先と情報共有する場を設ける。

★支援につながっていない方（事前に情報が無い方）等の対応や

受け入れ先の確保など課題は多く、今後も継続して協議を行う。

必要な支援機能③：体験の機会・場の確保

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。



※グループホームの体験利用

受け入れ可能な障がい、空き状況等の情報を整理し共有する。

※公共施設の活用（市健康福祉交流センター調理実習室等）

※短期入所の利用（宿泊体験や緊急時の利用を見据えて）

必要な支援機能④：専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。



※鳴門市地域自立支援協議会専門部会（就労支援部会、地域移行支援部会、子ども支援部会）による研修会等の開催や、基幹相談支援センターによる研修会等の開催により、各分野の専門的な支援体制の確保と人材の養成を行う。



必要な支援機能⑤：地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。



※鳴門市地域自立支援協議会を中心とした体制づくり

①関係機関のネットワーク

障がい者サービス調整会議・・・約60の事業所・関係機関が参加
(相談支援事業所、障がい者・児支援事業所、支援学校、就労関係、
医療関係、社会福祉協議会、県・市関係部署 など)

☆事業所に関する情報を共有→基幹相談支援センターへの情報集約を進める。

②各専門分野のネットワーク

専門部会（就労支援部会、地域移行支援部会、子ども支援部会）